

令和5年第4回江差町議会定例会資料

資料1：人事院勧告に基づく給与改定等の概要・条例新旧対照表	
【議案第1号～第4号関係】	…P 1
資料2：江差町国民健康保険税条例新旧対照表【議案第5号関係】	…P 1 1
資料3：公営企業の設置等に関する関係条例等の整備について	
【議案第6号～第8号関係】	…P 1 5
資料4：江差町公営企業職員の給与に関する条例新旧対照表【議案第7号関係】	…P 1 7
資料5：生活交通路線等維持費補助事業の概要【議案第9号関係】	…P 1 9
資料6：不妊治療助成拡大事業の概要【議案第9号関係】	…P 2 1
資料7：定住自立圏の形成に関する協定書新旧対照表【議案第13号関係】	…P 2 3

人事院勧告に基づく給与改定等の概要

1 給料表の改定

- ◇民間給与との格差から、初任給及び若年層に重点を置き、給料月額を引上げ（全体1.1%）
- ◇定年前再任用短時間勤務職員も各級の改定額を踏まえ、給与月額を引上げ

2 期末手当及び勤勉手当率の改定

- ◇民間の支給割合との均衡を図るため、年間支給月数をそれぞれ0.05月分引上げ。
- ◇引上げ分は期末手当及び勤勉手当の支給月数に反映。

（一般職）

		6月期	12月期	計
令和5年度	期末手当	1.20月（支給済み）	<u>1.25月（現行1.20）</u>	<u>2.45月（現行2.40）</u>
	勤勉手当	1.00月（ 〃 ）	<u>1.05月（現行1.00）</u>	<u>2.05月（現行2.00）</u>
	合 計	2.20月（ 〃 ）	<u>2.30月（現行2.20）</u>	<u>4.50月（現行4.40）</u>
令和6年度 以降	期末手当	<u>1.225月（+0.025）</u>	<u>1.225月（+0.025）</u>	2.45月
	勤勉手当	<u>1.025月（+0.025）</u>	<u>1.025月（+0.025）</u>	2.05月
	合 計	<u>2.250月（+0.050）</u>	<u>2.250月（+0.050）</u>	4.50月

（再任用職員）

		6月期	12月期	計
令和5年度	期末手当	0.675月（支給済み）	<u>0.700月（現行0.675）</u>	<u>1.375月（現行1.35）</u>
	勤勉手当	0.475月（ 〃 ）	<u>0.500月（現行0.475）</u>	<u>0.975月（現行0.95）</u>
	合 計	1.150月（ 〃 ）	<u>1.200月（現行1.150）</u>	<u>2.350月（現行2.30）</u>
令和6年度 以降	期末手当	<u>0.6875月（+0.0125）</u>	<u>0.6875月（+0.0125）</u>	1.375月
	勤勉手当	<u>0.4875月（+0.0125）</u>	<u>0.4875月（+0.0125）</u>	0.975月
	合 計	<u>1.1750月（+0.0250）</u>	<u>1.1750月（+0.0250）</u>	2.350月

江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日において、議員が受けるべき議員報酬月額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日6ヵ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。</p> <p>(期末手当の割合の特例措置)</p> <p>2 令和5年度に限り、第4条第2項の改正規定中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」に読み替えるものとする。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日において、議員が受けるべき議員報酬月額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日6ヵ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

江差町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退任した日、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日前6ヵ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。</p> <p>(期末手当の割合の特例措置)</p> <p>2 令和5年度に限り、第4条第2項の改正規定中「100分の225」とあるのは「100分の230」に読み替えるものとする。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の江差町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退任した日、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日前6ヵ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヵ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4から5まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次条において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の48.75</u>」とする。</p> <p>4から5まで (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヵ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4から5まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、<u>100分の100</u>を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次条において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の47.5</u>」とする。</p> <p>4から5まで (略)</p>

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表 1 (別)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。 ただし、第15条第2項及び同条第3項並びに第16条第2項、同条第3項の改正規定は、令和5年12月1日から適用する。 (期末手当及び勤勉手当の割合の特例措置)</p> <p>2 令和5年度に限り、第15条第2項の改正規定中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」に、同条第3項中「100分の68.75」とあるのは「100分の70」と読み替え、第16条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」に、同条第3項中「100分の48.75」とあるのは「100分の50」と読み替えるものとする。 (給与の内払)</p> <p>3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の江差町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</p>	

江差町職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後

別表第1 (第3条関係)

給料表

職員の 区分	(単位：円)					
	1級 号 俸 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
31	206,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700

改正前

別表第1 (第3条関係)

給料表

職員の 区分	(単位：円)					
	1級 号 俸 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700
25	185,200	239,400	269,400	310,300	338,600	367,700
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000
38	205,500	252,000	290,700	335,300	361,400	389,200
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500

101	298,100	346,100	385,200	396,000	415,300	
102	298,400	346,500	385,700	396,300	415,600	
103	298,800	346,900	386,100	396,600	415,900	
104	299,100	347,300	386,500	396,800	416,100	
105	299,300	347,800	386,800	397,000	416,300	
106	299,600	348,200	387,300	397,300	416,600	
107	300,000	348,600	387,700	397,600	416,900	
108	300,300	349,000	388,100	397,800	417,100	
109	300,500	349,500	388,400	398,000	417,300	
110	300,900	349,900	388,900	398,300		
111	301,300	350,200	389,300	398,600		
112	301,600	350,500	389,700	398,800		
113	301,800	351,000	390,000	399,000		
114	302,000		390,500			
115	302,300		390,900			
116	302,700		391,300			
117	302,900		391,600			
118	303,100		392,100			
119	303,400		392,500			
120	303,700		392,900			
121	304,100		393,200			
122	304,300		393,700			
123	304,600		394,100			
124	304,900		394,500			
125	305,200		394,800			
126			395,200			
127			395,500			
128			395,700			
129			395,900			
130			396,200			
131			396,500			
132			396,700			
133			396,900			
134			397,200			
135			397,500			
136			397,700			
137			397,900			
138			398,200			
139			398,500			
140			398,700			
141			398,900			
142			399,100			
再任用 職員	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

101		297,100	345,100	384,200	395,000	414,200
102		297,400	345,500	384,700	395,300	414,500
103		297,800	345,900	385,100	395,600	414,800
104		298,100	346,300	385,500	395,800	415,000
105		298,300	346,800	385,800	396,000	415,200
106		298,600	347,200	386,300	396,300	415,500
107		299,000	347,600	386,700	396,600	415,800
108		299,300	348,000	387,100	396,800	416,000
109		299,500	348,500	387,400	397,000	416,200
110		299,900	348,900	387,900	397,300	
111		300,300	349,200	388,300	397,600	
112		300,600	349,500	388,700	397,800	
113		300,800	350,000	389,000	398,000	
114		301,000		389,500		
115		301,300		389,900		
116		301,700		390,300		
117		301,900		390,600		
118		302,100		391,100		
119		302,400		391,500		
120		302,700		391,900		
121		303,100		392,200		
122		303,300		392,700		
123		303,600		393,100		
124		303,900		393,500		
125		304,200		393,800		
126				394,200		
127				394,500		
128				394,700		
129				394,900		
130				395,200		
131				395,500		
132				395,700		
133				395,900		
134				396,200		
135				396,500		
136				396,700		
137				396,900		
138				397,200		
139				397,500		
140				397,700		
141				397,900		
142				398,100		
再任用 職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第9条 給与条例第15条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」と読み替えるものとする。</p> <p>2から3まで (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。</p> <p>(期末手当の割合の特例措置)</p> <p>2 令和5年度に限り、第9条第1項の改正規定中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」に、「100分の70」を「100分の72.5」に読み替えるものとする。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第9条 給与条例第15条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」と読み替えるものとする。</p> <p>2から3まで (略)</p>

江差町国民健康保険税条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の8、第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)</u>が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の1/2分の1の額に、</u> <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

江差町国民健康保険税条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>じて得た額</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	

江差町国民健康保険税条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(出産被保険者に係る届出)</u></p> <p>第24条の4 国民健康保険税の納税義務者は、<u>出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなればならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>(5) <u>その他町長が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定月の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同</u></p>	<p>(新設)</p>

江差町国民健康保険税条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかか べき事項を確認することができる場合は、<u>第1項の規定による届出を 省略させることができる。</u></p>	

公営企業の設置等に関する関係条例等の整備について

第1 整備する条例等

	名 称	施行日
制 定	江差町公営企業の設置等に関する条例	令和6年4月1日
	江差町公営企業職員の給与に関する条例	
廃 止	江差町水道事業の設置等に関する条例（昭和42年江差町条例第16号）	
	江差町公共下水道設置条例（平成14年江差町条例第15号）	
	江差町水道事業職員の給与に関する条例（昭和42年江差町条例第3号）	
	江差町公共下水道事業特別会計条例（平成12年江差町条例第15号）	

※江差町公共下水道事業特別会計条例以外の廃止する条例については新規制定条例の附則で廃止を規定

第2 目的、背景

公営企業は、地域の住民サービスを担う企業であり、経済性の発揮と公共の福祉の増進が必要となるものであります。しかし、近年の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など経営環境が厳しさを増す中で、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むとともに、将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供するために公営企業会計への適用推進が求められてきたところです。

このような状況を踏まえ総務省からは、人口3万人以上の地方公共団体については令和元年度までに公営企業会計への移行が要請されてきましたが、人口3万人未満の地方公共団体に対しましても公営企業会計へ移行するよう令和元年度から令和5年度までの5年間を拡大集中取組期間として、新たに示されたところです。こうしたことから当町におきましても公営企業会計移行を図るべく令和2年度より準備を進め、令和6年4月1日施行に向け本定例会において例規整備を行うものであります。

第3 地方公営企業法の概要

地方公営企業は、提供するサービスに対して料金を徴収し、その料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としており、その経費が租税によって賄われる一般行政事務とは異なるものであります。また通常、地方公共団体が行う事業は、原則として地方自治法、地方財政法及び地方公務員法等の基本法が適用されますが、地方公営企業については効率的かつ効果的な運営、さらには機動的な運営を行うために、地方公営企業法が適用されるものです。

特に顕著な違いは会計の方式で、地方公共団体の一般会計や特別会計の会計方式を「官公庁会計」といい、一方、法適用された後の会計方式を「公営企業会計」といい、主に次のような違いがあります。

項 目	官公庁会計	公営企業会計
収 支 区 分	歳入と歳出のみの表現となっており、経営見通しがわかりにくい	収益的収支（3条）と資本的収支（4条）に区分され、経営状況や資産の状況などが表現される
簿 記 手 法	単式簿記	複式簿記
財 務 諸 表	なし	地方公営企業法に基づき作成
経 理 認 識	現金主義（現金の動きのみを経理。未収未払などの債務・債権は経理されない）	発生主義（債務・債権とも発生した時点より経理される。）
資 産 把 握	なし	資産管理の導入により資産が明確になり減価償却費の導入により原価が明確となり経営状況がわかりやすくなる
出納整理期間	翌年度の5月31日までの予算執行が認められている	3月31日時点での経理により決算処理をして、発生主義に基づく債務・債権により、明確な財務状況が公表される。出納整理期なし

第4 制定条例の概要

江差町公営企業の設置等に関する条例

項 目	内 容	該当条文
設置	水道事業及び下水道事業を設置する旨を規定	第2条
法の適用	法の全部適用を規定	第3条
経営の基本	水道事業の給水区域等について規定 下水道事業の事業区域等について規定	第4条
組織	法第7条ただし書及び政令第8条の2の規定に基づき、公営企業に管理者を置かない旨を規定	第5条
利益処分の方法及び積立金の取崩し	利益処分にかかる積立金の取り扱いについて規定	第6条
資本剰余金	資本剰余金の処分について規定	第7条
重要な資産の取得及び処分	公営企業の用に供する資産取得及び処分について規定	第8条
議会の同意を要する賠償責任の免除	公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除にかかる議会の同意について規定	第9条
議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等	負担付きの寄付又は贈与の受領で議会の議決を要するものを規定	第10条
業務状況説明書類の提出	公営企業の経営状況を明らかにするために必要な書類の提出について規定	第11条

※「法」とは地方公営企業法（昭和27年法律第292号）

※「政令」とは地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）

江差町公営企業職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>○江差町公営企業職員の給与に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、江差町公営企業職員（以下「職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>(給与の基準及び支給方法等)</p> <p>第3条 職員の給与の基準及び支給方法等は、江差町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第1号）、江差町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例（昭和39年条例第25号）、江差町職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年条例第3号）を準用する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (江差町水道事業職員の給与に関する条例の廃止)</p> <p>2 江差町水道事業職員の給与に関する条例（昭和42年江差町条例第3号）</p>	<p>○江差町水道事業職員の給与に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、江差町水道事業職員（以下「職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>(給与の基準及び支給方法等)</p> <p>第3条 職員の給与の基準及び支給方法等は、町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第1号）、江差町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例（昭和39年条例第25号）、江差町職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年条例第3号）を準用する。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和42年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和49年条例第20号） この条例は、昭和49年4月1日から施行する。</p>

＜令和5年第4回定例会＞生活交通路線等維持費補助事業 概要

1. 事業目的

- 地域住民の移動手段を確保する観点で、バス事業者に対し令和5年補助年度（R4.10.1～R5.9.30が対象期間）の運行経費について、赤字分の補助を行うもの。
- 当該補助により、生活交通路線等の維持と地域住民の利便性の向上及び地域経済の活性化に寄与する。

2. 補助先

函館バス株式会社

3. 補助対象路線

- ①地域間幹線系統（2系統） 函館江差線、檜山海岸線
- ②町単独路線（9系統） 稲見線系統3本、館線系統4本、小黒部線系統2本

4. 事業費

17,714千円（全額一般財源） <内訳>①4,548千円・②13,166千円

5. 前年度比較（単位：千円）

対象路線	R5補助額	R4補助額	増減（R5-R4）
函館江差線（※1）	214	290	▲76
檜山海岸線（※2）	4,334	3,648	686
町単独路線（※3）	13,166	12,347	819
合計	17,714	16,285	1,429

※1 函館市内の路線減便などに伴う利用者数の増加による収支状況の回復

※2 燃料費の高騰や利用者数の減少などによる収支状況の悪化

※3 燃料費の高騰や利用者数の減少などによる収支状況の悪化で、現在、函館バス株式会社及び沿線自治体（厚沢部町）により「館線・稲見線」廃止の方向性について協議中

【不妊治療助成拡大事業】の概要

1. 目的・背景

■安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険適用の生殖補助医療と併用可能な保険適用外の先進医療を受ける夫婦に治療費の一部を助成するもの。

■北海道不妊治療等助成事業補助金を活用する。

2. 拡大事業内容

＜対象＞ 令和5年4月1日以降に保険適用による生殖補助医療と併用可能な先進医療（厚生労働大臣が定める不妊治療の技術）を受けた方

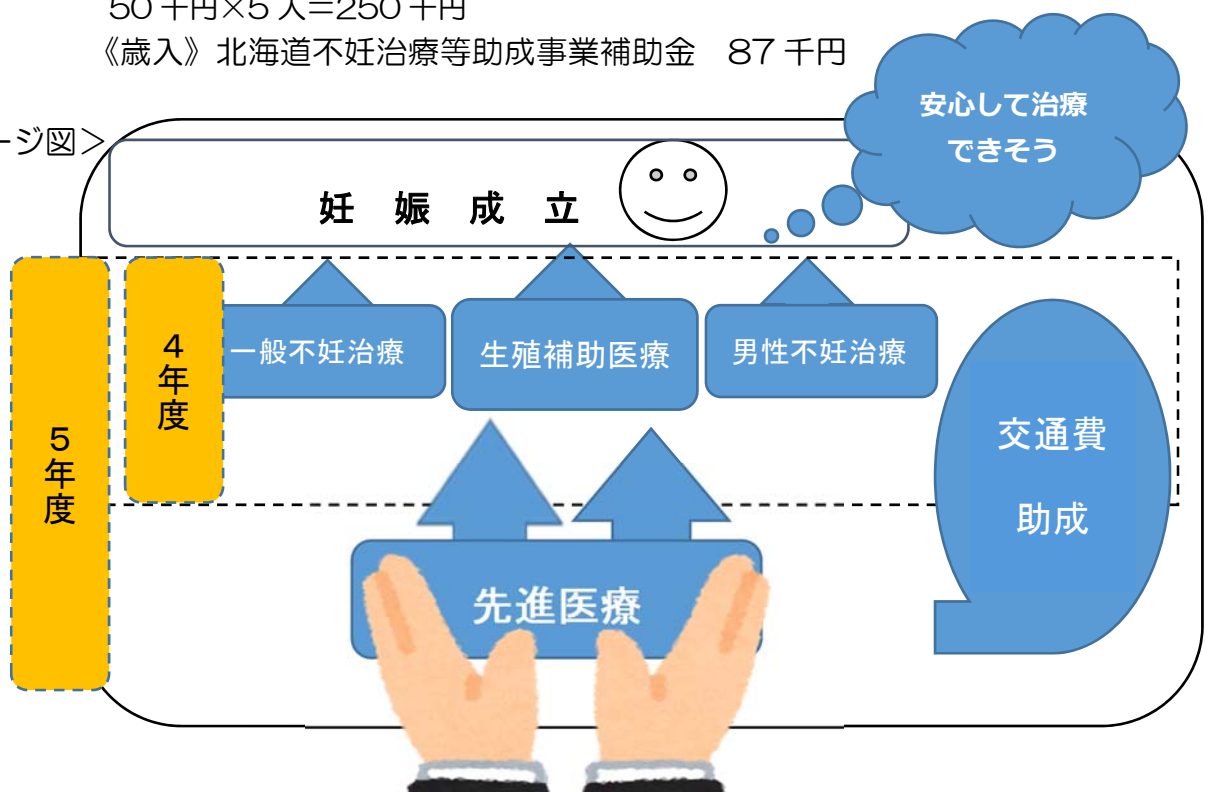
＜助成内容＞ 不妊治療助成対象となる治療に生殖補助医療と同時に行う先進医療を追加し、先進医療分の50千円を上限に助成。
※助成回数や年齢制限は生殖補助医療に準ずる。

＜適用時期＞ 令和5年4月

＜対象者数＞ 5人 ※生殖補助医療対象見込み数 5人

＜経費＞ 250千円
50千円×5人=250千円
《歳入》北海道不妊治療等助成事業補助金 87千円

＜イメージ図＞



定住自立圏の形成に関する協定書新旧対照表

現 行		変 更 案	
別表第1（第3条、第4条関係） ア 医療	別表第1（第3条、第4条関係） ア 医療	別表第1（第3条、第4条関係） ア 医療	別表第1（第3条、第4条関係） ア 医療
広域救急医療体制の充実	圏域内における広域救急医療体制の充実を図るため、市立函館病院におけるドクターヘリの運航支援をはじめとした各種事業に取り組む。	圏域内における広域救急医療体制の充実を図るため、市立函館病院におけるドクターヘリの運航支援をはじめとした各種事業に取り組む。	圏域内における広域救急医療体制の充実を図るため、市立函館病院におけるドクターヘリの運航支援をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業において中心的な役割を担う。	乙と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業において中心的な役割を担う。	乙と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業において中心的な役割を担う。
乙の役割	甲と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業に取り組む。	甲と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業に取り組む。	甲と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業に取り組む。
医療従事者の確保・養成	圏域内における安定的な医療提供体制の維持を図るため、救急救命士をはじめとした医療従事者の確保・養成に取り組む。	圏域内における安定的な医療提供体制の維持を図るため、救急救命士をはじめとした各種事業に取り組む。	圏域内における安定的な医療提供体制の維持を図るため、救急救命士病院実習の実施をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙と連携して、圏域内における安定的な医療提供体制の維持を図るための各種事業において中心的な役割を担う。	乙と連携して、圏域内における安定的な医療提供体制を確保するための各種事業において中心的な役割を担う。	乙と連携して、圏域内における安定的な医療提供体制を確保するための各種事業において中心的な役割を担う。
乙の役割	甲と連携して、圏域内における安定的な医療提供体制の維持を図るための各種事業に取り組む。	甲と連携して、圏域内における安定的な医療提供体制を確保するための各種事業に取り組む。	甲と連携して、圏域内における安定的な医療提供体制を確保するための各種事業に取り組む。

定住自立圏の形成に関する協定書新旧対照表

現 行	変 更 案									
<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p> <p>ウ 教育</p> <table border="1" data-bbox="379 192 772 1104"> <tr> <td data-bbox="379 931 772 1104"> <p>文化・スポーツの振興</p> </td> <td data-bbox="379 743 772 931"> <p>取組の内容</p> </td> <td data-bbox="379 192 772 743"> <p>圏域内の文化・スポーツを振興するため、文化・スポーツ施設の相互利用をはじめとした各種事業に取り組む。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="529 931 772 1104"> <p>甲の役割</p> </td> <td data-bbox="529 743 772 931"> <p>甲の役割</p> </td> <td data-bbox="529 192 772 743"> <p>乙と連携して、圏域内の文化・スポーツを振興するための各種事業において中心的な役割を担う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="663 931 772 1104"> <p>乙の役割</p> </td> <td data-bbox="663 743 772 931"> <p>乙の役割</p> </td> <td data-bbox="663 192 772 743"> <p>甲と連携して、圏域内の文化・スポーツを振興するための各種事業に取り組む。</p> </td> </tr> </table>	<p>文化・スポーツの振興</p>	<p>取組の内容</p>	<p>圏域内の文化・スポーツを振興するため、文化・スポーツ施設の相互利用をはじめとした各種事業に取り組む。</p>	<p>甲の役割</p>	<p>甲の役割</p>	<p>乙と連携して、圏域内の文化・スポーツを振興するための各種事業において中心的な役割を担う。</p>	<p>乙の役割</p>	<p>乙の役割</p>	<p>甲と連携して、圏域内の文化・スポーツを振興するための各種事業に取り組む。</p>
<p>文化・スポーツの振興</p>	<p>取組の内容</p>	<p>圏域内の文化・スポーツを振興するため、文化・スポーツ施設の相互利用をはじめとした各種事業に取り組む。</p>								
<p>甲の役割</p>	<p>甲の役割</p>	<p>乙と連携して、圏域内の文化・スポーツを振興するための各種事業において中心的な役割を担う。</p>								
<p>乙の役割</p>	<p>乙の役割</p>	<p>甲と連携して、圏域内の文化・スポーツを振興するための各種事業に取り組む。</p>								

